

要な準備を調整すること

3. 資料を分析すること、必要な処置の計画策定および詳細な規定に基づく学術的評価のためにそれを州最上級管轄行政庁に提出すること。資料提出の際は、障害者または要援護者の名前を記載してはならない

第60条 政令への授権

連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、法規命令により、障害者のうち給付を受ける受給権者の範囲の設定、統合扶助給付の種類および程度、統合扶助給付に準ずる給付を実施する他機関との協働について、規定を公布することができる。

第7章 介護扶助

第61条 受給権者および給付

(1) 身体的、精神的、心的疾病または障害のために、日常的で定期的に繰り返しおこなう日常生活上の行為について、継続的に、およそ最低6ヶ月以上にわたって、相当のまたは重大な程度にわたる援助を必要とする者には、介護扶助を支給しなければならない。介護扶助は、病人および障害者であって、必要な介護期間が6ヶ月に満たずもしくは第1文に定めるよりも需要の程度が低い者、または第5項に定める以外の行為について援助を必要とする者に対しても支給しなければならない；このことが入所施設または通所施設における給付に適用されるのは、とりわけ、在宅給付または通所給付が期待不可能または不十分な場合など、個々の特殊性から見てそれが必要な場合である。

(2) 介護扶助は、在宅介護、補助具、通所介護、短期入所介護および入所介護を含む。第1文に定める給付の内容は、第11編第28条第1項第5号ないし第8号に掲げる給付に関する介護保険の規定に基づいて定める；第11編第28条第4項は、これを準用する。介護扶助は、申請により、主体の枠を越えた個人予算の一部として支給することもできる。その限りで、予算法令および第9編159条と関連する第9編第17条第2項ないし第4項を適用する。

(3) 第1項にいう疾病または障害とは、次に掲げるものをいう。

1. 身体を支持する器官および運動器官にかかる喪失、麻痺またはその他の機能障害
2. 内部器官または感覚器官の機能障害
3. 発動性障害、記憶障害または見当識障害のような中枢神経組織の障害および内因性精神病、神経症または知的障害
4. その他結果として人を第1項にいう要介護にする疾病または障害

(4) 第1項にいう援助とは、対人サービス援助、日常生活上の諸行為の部分的また全面的引き受けまたはこれらの行為を自立してできるようにすることを目標とした見守りもしくは指導をいう。

(5) 第1項にいう習慣的かつ規則的に反復される行為とは次のものをいう。

1. 身体介助面では、洗面、シャワーの使用、入浴、歯の手入れ、洗髪、ひげ剃り、排便、排尿
2. 食事面では、口にあった調理、食事の摂取

3. 可動性の面では、自力での起床就床、衣服の着脱、歩行、立位保持、階段昇降、外出帰宅
 4. 家事援助の面では、買物、料理、住居の掃除、洗淨、洗いもの、衣服の交換および洗濯、暖房
- (6) 第11編第16条に定める命令、第17条に定める介護金庫指針、第30条に定める命令、第75条に定める介護サービス大枠契約および連邦勧告ならびに第80条に定める良質保障協定は、要介護概念、介護給付および入所世話の内容に関する規定ならびに第64条に定める介護手当の区分、程度および適応について準用する。

第62条 介護金庫の認定の拘束力

第11編による要介護度に関する介護金庫の認定は、介護扶助に関わる決定に対しても、それが両方の決定に際して考慮されるべき事実に基づいている限りで、基礎とされなければならない。

第63条 在宅介護

第61条第1項に該当する場合で、在宅介護では不十分なときは、社会扶助主体は、家事援助を含む介護が要介護者の近くに住む者または隣人による援助としておこなわれよう働きかけるものとする。詳細は、第64条ないし第66条が定める。施設入所または通所している場合、要介護者は、在宅介護給付を受けられない。

第64条 介護手当

- (1) 身体衛生、食事または移動の際に、一つ以上の領域における少なくとも二つの行為について、1日最低1回以上援助を必要とし、加えて、1週間に複数回の援助を必要とする要介護者（相当程度の要介護者）は、第11編第37条第1項第3文第1号に定める額で介護手当を受ける。
- (2) 身体衛生、食事または移動の際に、複数の行為について、1日の異なる時間に最低3回以上援助を必要とし、加えて、1週間に複数回の援助を必要とする要介護者（重度要介護者）は、第11編第37条第1項第3文第2号に定める額で介護手当を受ける。
- (3) 身体衛生、食事または移動の際に、複数の行為について、全日にわたり援助を必要とし、加えて、1週間に複数回の援助を必要とする要介護者（最重度要介護者）は、第11編第37条第1項第3文第3号に定める額で介護手当を受ける。
- (4) 要介護児童については、健常な同年齢の児童と比較して疾病または障害のために付加的に必要となる介護需要を基準とする。
- (5) 介護手当請求権の要件は、要介護者および要介護児童の場合は親権者が、介護手当により、その程度に応じて、必要な介護を適切な方法で自ら確保することである。請求権が、暦月全体について存在しない場合には、金額は、それに応じて減額されなければならない。減額される場合には、暦月は、30日として計算される。介護手当は、要介護者が死亡した暦月の終わりまで支給される。介護金庫が第11編第37条第6項により給付を全額または一部支給する場合には、第1項ないし第4項の給付義務は消滅する。

第65条 その他の給付

(1) 第61条第1項にいう要介護者には、介護者にかかった適切な支出を償還しなければならない；適切な範囲の補助を支給すること、および、介護者に対する適切な範囲の老齢保障保険料も、それが別途保障されていない場合には、これを引き受けることができる。第63条第1文による介護とならなくてもしくはそれに代わって、特別な介護人を利用することが必要な場合、または、介護人の助言または一時的負担軽減が必要な場合、適切な範囲の費用を引き受けなければならない。

(2) 第64条により介護手当を受給している要介護者には、補足的に、介護者または特別な介護人に対する適切な範囲の老齢保障保険料のための費用を、それが別途保障されていない場合には、償還しなければならない。

第66条 給付競合

(1) 第64条および第65条第2項に定める給付は、要介護者が他の法規定に基づいて同種の給付を受ける場合、支給しない。第72条に定める給付または他の法規定に基づく同種の給付はその70パーセントを、ただし第11編に定める介護手当はその支給された額を、介護手当として算入することができる。

(2) 第65条に定める給付は、第64条に定める給付と同時に支給される。第65条第1項に定める給付または他の法規定に基づく同種の給付が支給される場合、介護手当はこれを3分の2にまで減額することができる。

(3) 要介護者が通所施設で世話を受けている場合または本編に基づかずにおこなわれる同種の措置がなされている場合、第64条に定める介護手当はこれを適切に減額することができる。

(4) 第65条第1項に定める給付は、他の法規定に基づく同目的の給付を要介護者が得られる状態にある限りで、支給しない。要介護者が自らの介護をその雇用した特別の介護者により確保している場合、その要介護者に対しては、第11編に定める現物給付の利用を指示することができない。この場合にあつて、第11編に基づいて支給される介護手当は、第65条第1項に定める給付として優先的に算入しなければならない。

第8章 特別な社会的困難を克服するための扶助

第67条 受給権者

特別な生活状態にあつて社会的困難を抱えている者には、自らの能力ではその困難を克服できない場合、これらの困難を克服するための給付を支給しなければならない。この需要が本編または第8編の他の規定による給付で充足される限りで、これらの給付が第1文に定める給付に優先する。

第68条 給付の範囲

(1) 給付には、困難を回避し、除去し、または悪化を防止するために必要な一切の措置、とりわけ受給権者およびその家族に対する助言および人的世話、職業教育、職場の獲得および

び確保のための援助ならびに住居の確保および調達にあたっての措置が含まれる。必要な措置を実施するため、適切な場合は総合計画を策定しなければならない。

(2) 給付は、サービス給付が個別に必要な限りで、収入および資産を考慮せずおこなう。扶助の効果を妨げるであろう限りで、第19条第3項に掲げる者の収入および資産はこれを考慮せず、民法上の扶養義務者への請求もおこなわない。

(3) 社会扶助主体は、同種の任務を目的とする団体やその他の関係機関と協働し、社会扶助とこれらの団体および機関の活動が効果的に相補うよう努めるものとする。

第69条 政令への授權

連邦保健社会保障省は、法規命令により、連邦参議院の同意を得て、第67条に定める人的範囲の確定、第68条第1項に定める措置の種類および範囲について規定を公布することができる。

第9章 その他の生活状態における扶助

第70条 家政継続扶助

(1) 自己の世帯を有する者は、世帯員のうち誰も家政を営むことができず、家政の継続が必要な場合、家政継続給付を受けるものとする。この給付は、通常予防的にのみ支給するものとする。第2文は、給付によって入所施設への入居が避けられまたは延期できる場合は適用しない。

(2) 給付は、世帯員への人的世話その他家政継続に必要な行為を含む。

(3) 第65条第1項は、これを準用する。

(4) 給付は、世帯員が別の場所で一時的に寄宿するのに必要な適切な費用の引き受けによっても、その寄宿が特別の場合において世帯継続とならんでまたはそれに代わって必要な場合、おこなうことができる。

第71条 老齡扶助

(1) 老人には、本編のその他の規定に基づく給付の他、老齡扶助を支給するものとする。老齡扶助は、加齡によって生ずる困難を回避し、克服し、緩和すること、老人に社会生活への参加の可能性を与えることに寄与するものとする。

(2) 老齡扶助の給付として、とりわけ以下が考慮される。

1. 老人が望んだ場合、何らかの作業および社会参画に対する給付
2. 老人の必要性に応じた住宅の調達時およびその維持に対する給付
3. 老人の世話を目的とする施設への入所に関する諸問題についての、とりわけ適当な養護の場を調達する際の助言および支援
4. 年齢に適したサービスを受ける際の諸問題についての助言および支援
5. 老人の社交、談話、教養、文化的必要を目的とする催しおよび施設への参加訪問に対する給付
6. 老人に近隣との付き合いを可能にさせる給付

- (3) 第1項に定める給付は、老齡前の準備を目的とする場合もおこなうものとする。
- (4) 老齡扶助は、援助および支援が個別に必要な限り、現にある収入および資産を考慮せず支給するものとする。

第72条 盲人扶助

- (1) 盲人には、盲目が原因で生ずる出費の調整のため、同種の給付が他の法規に基づいておこなわれていない限りで、盲人扶助を支給する。現物給付でおこなわれる限りにおいても、第11編に定める在宅介護給付は、要介護度Iの介護手当の70パーセントを、要介護度がIIおよびIIIの要介護者にあつては、要介護度IIの介護手当の50パーセントを、盲人扶助として算入しなければならないが、ただし最高でも第2項に定める額の50パーセントとする。第2文は、第11編に定める民間介護保険からの給付および公務員法上の規定に基づく給付には、その趣旨に即して適用する。第39条はこれを準用する。
- (2) 盲人扶助は、2004年6月30日までは18歳以上の盲人につき月額585ユーロ、18歳未満の盲人につき月額293ユーロとする。この額は、法定年金保険において実質年金値が変更される時期およびその程度に合わせて、その都度変更される。
- (3) 盲人が入所施設で生活し、入所費用が公法上の給付主体の出捐により全部または一部負担されている場合、第2項に定める盲人扶助は、この出捐で負担された費用分を減額されるが、ただし最高でも第2項に定める額の50パーセントまでとする。第1文は、施設入所から数えて2月目の初日から、施設に滞在するすべての暦月にそれぞれ適用される。施設から一時的に全日退所する日はそれぞれについて、一時的退所が連続する6日を超えて引き続く場合、第2項に定める額の30分の1の額で盲人扶助を支給する；第1文に定める額は比例して減額する。
- (4) 入所施設外での盲目を理由とする介護扶助（第61条ないし第63条）および現金支給（第35条第2項）は、盲人扶助と同時に支給しない。第1項の他、盲人が盲目だけが理由で稼得能力が減少しているのではない場合に限り、第30条第1項第2号を適用する。第1項および第2項は、盲人扶助ではなく他の法規に基づく同種の給付を得ている盲人に準用する。
- (5) 両眼の全視力が0.02以下またはこのような重度の近視と同視すべき、単に一時的ではない視力障害がある者は、盲人と同様に扱う。

第73条 その他の生活状態における扶助

給付は、それが公的資金の投入を正当化する場合も、その他の生活状態についておこなうことができる。金銭給付は補助または貸付としておこなうことができる。

第74条 埋葬費

必要な埋葬の費用は、埋葬義務者に費用を負担させることが期待できない限り、引き受ける。

第10章 施設

第75条 施設およびサービス

(1) 施設は、第13条にいう入所施設および通所施設からなる。第75条ないし第80条までは、別段の定めがない限り、サービスについても適用される。

(2) 社会扶助の任務を履行するために、社会扶助主体は、他の設置者の適切な施設が現に存在するか、増設または新設が可能な限りで、自らの施設を新たに設置してはならない。第3項による協定は、実施能力および第9条第1項の原則の確保をとりわけ考慮した上で給付実施に適した施設の設置者との間でのみ締結しなければならない。同程度の適切性を有する施設が存在する場合、社会扶助主体は、比較可能な給付の内容、量および質に対する費用が、他の設置者より高額でない設置者と優先的に協定を締結しなければならない。

(3) 給付が施設から支給される場合、社会扶助主体は、施設の設置者またはその協会と、

1. 給付の内容、量、質（給付協定）
2. 定額および個々の給付分野ごとの額からなる報酬費用表（費用協定）
3. 給付の経済性および質の審査（審査協定）。

に関する協定を締結している場合に限り、給付に要する費用を引き受ける義務を負う。

協定は、経済性、節約性、給付力の原則に対応したものでなければならない。社会扶助主体は、給付の経済性および質を審査することができる。

(4) 第3項に掲げる協定のうち一つが締結されない場合、社会扶助主体は、当該施設を通じた給付を、当該施設が個々の特殊性から見て必要な場合にのみおこなうことができる。このために、施設設置者は、第76条の要件を充足した給付提供を提示しなければならない。報酬費用は、社会扶助主体が入所地域またはその近隣地域において比較可能な給付に対し第3項に基づいて他の施設と締結した協定により負担する額を上限として、引き受けることができる。給付の経済性および質の審査については、社会扶助主体が比較可能な施設と締結している協定内容が準用される。社会扶助主体は、この審査の内容と範囲について施設に通知しなければならない。第5項は、これを準用する。

(5) 第11編第72条にいう認可介護施設については、第61条に基づきより広範囲の給付を支給しなければならない場合でない限り、在宅介護給付および通所介護給付、短期入所介護給付および入所介護給付、入所中の食事住居給付ならびに介護施設における付加給付についての種類、内容、範囲および費用は、第11編第8章の規定に従う。第1文は、第11編第8章による協定が社会扶助主体の合意を得て締結されていない限り適用されない。社会扶助主体は、第11編第82条第4項に基づき個別に計算した投資費用の引き受けを、それに対応する第10章による協定が締結されている場合にのみ義務づけられる。

第76条 協定の内容

(1) 給付に関する協定は、主要な給付メルクマール、少なくとも、施設経営に必要な投資、施設の世話対象者、給付の種類、目的および質、職員の資格、必要な物理的設備および職員配置を定めるものでなければならない。協定中、協定された給付の範囲内で受給権者を受け入れて世話するという施設の義務が含まれていなければならない。給付は、十分なも

ので、合目的的なもので、経済的なものでなければならないとともに、必要な範囲を越えてはならない。

(2) 第1項に定める給付の報酬費用は、少なくとも、入所中の住居食事提供に対する定額（基礎定額）、一括措置（措置定額）、施設整備を含む投資費（投資額）から構成される。公費からの助成は、これを算入しなければならない。措置定額は、比較可能な需要を持つ受給権者グループごとに計算されなければならない。投資措置を理由とする報酬費用の引き上げ要求に対しては、社会扶助主体は、当該措置について事前に同意した場合にのみ同意する必要がある。

(3) 社会扶助主体は、施設設置者と、給付の経済性および質保障、経済性審査および質審査の実施内容および手続に関する原則および基準について協定を締結する。審査結果は、確認されなければならない。適切な形態で施設内の受給権者もそれを閲覧等することが可能なようにしなければならない。社会扶助主体は、二重審査をできる限り回避するため、ホーム監督行政庁および医療保険医療サービスと協働しなければならない。

第77条 協定の締結

(1) 第75条第3項による協定は、予定期間（協定期間）については各経済期間の開始までに締結しなければならない；事後的調整はこれを認めない。一方当事者が書面で交渉することできなくなったのち、第76条第2項による協定が6週間以内に成立しない場合は、第80条に定める仲裁機関が、一方当事者の申請に基づき、同意に達することができなかった事項について遅滞なく決定する。この決定に対しては、社会裁判所への法的救済手続が可能である。訴えは、仲裁機関に対してではなく、契約の両当事者の一方に対して提起をおこなう。事前手続において決定の事後審査をおこなうことは必要でない。

(2) 協定および仲裁機関による決定は、その中で定められた時点で効力を有するものとする。時点が定められていない場合、協定は、締結された日に、仲裁機関の決定は、仲裁機関に申請が到達した日に効力を有するものとする。報酬費用について、時点を遡って遡及効を有するものとする協定ないし決定は、これを認めない。協定期間終了後、協定された報酬費用ないしは決定された報酬費用は、新しい報酬費用が発効するまで引き続き効力を有する。

(3) 報酬費用に関する協定または決定が基礎とした前提に、予測できない重大な変化が生じた場合、報酬費用は、契約の一方当事者の要求に基づき、進行中の協定期間について新たに交渉しなければならない。第1項および第2項は、これを準用する。

第78条 協定の非常解約告知

受給権者および費用負担者に対する法律上の義務または契約上の義務を施設が重大な点で侵害したことが理由で、協定の遵守を期待することができなくなった場合、社会扶助主体は、第75条第3項による協定を、解約告知期間を守らずに解約告知することができる。これはとりわけ、第76条第3項による審査その他の方法で、受給権者が義務違反の結果損害を被ったことが確認される場合、給付実施において重大な欠陥が存在することが確認される場合、施設設置者からホーム法により経営許可が取り消されるまたは施設の経営ができなくなった場合、施設が実施していない給付を費用負担者に対し清算したことが確認される場合に適用される。解約は書面を要しない。第10編第59条は、本条の影

響を受けない。

第79条 大枠契約

(1) 広域社会扶助主体および州単位の地方自治体中央団体は、州単位の施設設置者団体と、第75条第3項および第76条第2項のため、

1. 第75条第3項に定める定額の報酬費用および具体的金額の基礎となる費用の種類および費用の項目の詳細な確定ならびに第76条第2項に定める投資額の構成
2. 措置定額の調査および構成に関する内容および基準、第76条第2項に定める比較可能な需要を持つグループ形成の基準ならびにこうして形成されるべきグループの数
3. 第9編第41条に定める費用の種類および項目の割り振り
4. 第75条第1項に定める経済性審査および質審査の実施内容および手続

に関して共同の統一的な大枠契約を締結する。教会、公法上の宗教団体その他の公益的主体に位置付けられる施設については、大枠契約は、これらの施設が所属する教会、宗教団体または福祉事業団体の連合体が締結することもできる。大枠契約では、第5章ないし第9章に定める各給付の基準および特殊性を考慮するものとする。

(2) 広域社会扶助主体連邦協議会、地方自治体連邦中央団体、連邦単位の施設設置者連合団体は、第1項による契約の内容についての勧告を、共同して統一的に協定するものとする。

第80条 仲裁機関

(1) 各州または州の一部について、州管轄行政庁のもとに仲裁機関を設置する。

(2) 仲裁機関は、同数の施設設置者の代表、地域および広域社会扶助主体の代表、1人の中立的議長から構成される。施設代表およびその代理人は施設設置者団体が任命し、社会扶助主体代表およびその代理人は社会扶助主体が任命する。施設設置者代表の任命においては、設置者の多様性を尊重しなければならない。議長およびその代理人は、関係組織が共同して任命する。関係組織が代表者を任命しない場合または第3文による手続において議長および代理人の職にあたる候補者の名前が上げられない場合、州管轄行政庁は、関係組織のうちの一つの申立に基づき代表者を任命し議長の名前を上げる。

(3) 仲裁機関の委員は、その職を名誉職として遂行する。委員は、指揮命令に拘束されない。すべての委員は1票を有する。決定は、委員の多数決でおこなう。多数が得られない場合には、議長の票が決定する。

第81条 政令への授権

(1) 州政府が書面でそのことを要求した後、第79条第1項による契約が6ヶ月以内に成立しない場合、州政府は、法規命令により、それに代わって規定を公布することができる。

(2) 州政府は、法規命令により、第80条による仲裁機関の委員の数、任命、職務期間、職務の遂行、現金支出の補填、時間支出の補償、法的監督、業務遂行、手続、調査、料金の額および費用の配分に関する詳細を定める権限を付与される。

第11章 収入および資産の活用

第1節 収入

第82条 収入概念

(1) 収入には、現金または金銭的価値を有するすべての収入が含まれるが、本編に定める給付、連邦援護法に定める基本年金、連邦援護法の準用を規定する法律に定める基本年金、生命、身体、健康への損害に対する連邦補償法に定める年金または補助金にあつては連邦援護法に定める基本年金に相当する額までは、収入から除く。未成年者において、児童手当は、当該児童手当が未成年者の必要生計費をまかなうのに必要とされる限りで、それぞれの児童の収入と見なす。

(2) 以下の各号は、収入から控除しなければならない。

1. 収入から支払われた税
2. 雇用促進保険料を含む社会保険の強制保険料
3. 保険料が法定されまたは根拠および金額から見て適切な限りで、公的保険、私的保険または類似の制度に対する保険料、ならびに所得税法第86条に定める最低個人保険料額を越えない限りで、所得税法第82条による優遇老齢年金保険料
4. 収入獲得に不可欠な必要経費
5. 第9編第43条第4文にいう労働促進手当および労働報酬引き上げ額

(3) このほか、生計扶助ならびに老齢期および稼働能力減少時における基礎保障の場合、受給権者の自営業および非自営的就労による収入のうち30パーセントの額を控除しなければならない。第1文と異なり、障害者作業所での就労の場合、上記額を越える報酬の25パーセントに標準扶助額の8分の1を加えた額を報酬から控除しなければならない。さらに一定の理由がある場合、第1文に定められた額とは異なる額を収入から控除することができる。

(4) 通所施設または入所施設で生活している場合、在宅生活についての支出が節約されている限りで、第3章に定める給付費用の調達をその者に要求することができる。それ以外に、相当程度の期間施設介護を必要とする者に対しては、これらの者が他の者をもつばら扶養していない限り、費用調達を適切な範囲で要求するものとする。

第83条 目的および内容が特定された給付

(1) ある明示的な目的のために公法上の規定に基づいて支給される給付は、社会扶助が個別に同一目的に資すると考えられる範囲でのみ、収入として考慮する。

(2) 財産的損害でない損害を理由として民法典第253条第2項によりおこなわれる損害賠償は、収入として考慮してはならない。

第84条 出捐

(1) 民間社会福祉団体からの出捐は、収入として考慮しない。これは、出捐が、受給権者を、この出捐とあわせて社会扶助を受給することが不公平であると思われるほど豊かな状態にする場合には、適用されない。

(2) 上記以外の者が、法的または倫理的義務がないにもかかわらずした出捐は、それを考慮

することが受給権者にとって特別に過酷であると考えられる場合に限り、収入として考慮しない。

第2節 第5章ないし第9章に定める給付についての収入限度

第85条 収入限度

(1) 第5章ないし第9章に定める扶助にあつては、請求者およびその同居の配偶者または生活パートナーに対して、需要が存続する期間中その月額収入が合算して以下に掲げる収入限度を超えない場合、費用の調達を期待してはならない。

1. 標準扶助額の2倍たる基礎額
2. 出費が個々の特殊性から見て適切な範囲を超えない限りで、住居費
3. 同居の配偶者もしくは生活パートナーについて、および請求者、その同居の配偶者もしくは生活パートナーにもつぱら扶養されている者または社会扶助支給決定後扶養義務を負った者それぞれについて、標準扶助額の70パーセントをユーロ単位で四捨五入した額たる家族加算

(2) 請求者が未成年でかつ婚姻していない場合、請求者およびその両親に対して、需要が存続する期間中請求者およびその両親の月額収入が合算して以下に掲げる収入限度を超えない場合、費用の調達を期待してはならない。

1. 標準扶助額の2倍たる基礎額
2. 出費が個々の特殊性から見て適切な範囲を超えない限りで、住居費
3. 両親と共に生活している場合は親1人について、請求者について、ならびにその両親もしくは請求者にもつぱら扶養されている者または社会扶助支給決定後扶養義務を負った者それぞれについて、標準扶助額の70パーセントをユーロ単位で四捨五入した額たる家族加算

両親と共に生活していない場合、収入限度は請求者が共に生活している一方の親を基準とする。いずれの親とも生活していない場合、収入限度は第1項に基づいて定める。

(3) 適用される標準扶助額は、受給権者が給付を受ける土地を基準として定める。施設で給付される場合または他の家庭もしくは第107条に掲げる者のもとで寄宿する場合は、受給権者の通常の居所に基づいて、または第2項の場合にあつて、その両親または一方の親の収入も基準となる場合は、これらの者の通常の居所に基づいてこれを定める。通常の居所が国内にないまたは調査できない場合、第1文を適用しなければならない。

第86条 特例基礎額

州および州法に抵触しない限りで社会扶助主体は、第5章ないし第9章に定める扶助のうち一定の種類について、より高額の基礎額を収入限度の基礎とすることができる。

第87条 収入限度を超える収入の活用

(1) 考慮対象収入が収入限度を超える限りで、費用の調達を適切な程度で期待することができる。程度の適切性を審査する際は、とりわけ需要の性質、障害または要介護状態の種類および程度、必要な支出の期間およびその額、請求者およびそれに扶養される家族に生ず

る特別な負荷を考慮しなければならない。第64条第3項に定める最重度の要介護者および第72条に定める盲人は、収入限度を超える収入の活用を少なくとも60パーセントについて期待することができない。

(2) 請求者が需要状態の発生によってその収入を完全にまたは一部失い、かつその需要が短期間でしかない場合、需要終了後適切な期間内に獲得した、収入限度を超える収入からも、費用の調達を要求することができるが、これは、収入の喪失がなければ費用の調達をその者に期待できたであろう場合に限られる。

(3) 少なくとも1年は使用できる需要対象物の調達に対する一時給付にあっては、第19条第3項に掲げた者が給付の決定がおこなわれた月の終了後3ヶ月以内に獲得した収入からも、第1項に定める費用の調達を要求することができる。

第88条 収入限度未満の収入の活用

(1) 費用の調達は、収入が収入限度を下回っている限りにおいても、以下について要求することができる。

1. 他者から、そうでなければ社会扶助を支給しなければならないような、ある特殊な目的のために給付がおこなわれた限りで
2. 需要充足のためにごく僅かな費用しか必要でない場合
3. 通所給付または入所給付にあっては、家庭の生計費への支出が節約された限りで。そのほか、長期間施設での介護を要することが見込まれる者に対しては、これらの者が他の者をもっぱら扶養していない限り、適切な範囲で費用の調達を要求することができる

(2) 入所施設における入所給付にあっては、受給権者が対価を伴う就労によって獲得した収入に対して、標準扶助額の8分の1にさらにその額を超える就労所得の25パーセントを加えた額については費用の調達を要求しない。第82条第3項は、これを適用してはならない。

第89条 需要が複数ある場合の収入の活用

(1) 個別の場合に、ある特定の需要の充足のために収入の一部の活用が期待されまたは要求される場合、収入の当該部分は、同時に発生するその他の需要に対する収入の活用がどの程度期待可能かまたは要求可能かを調査する際に、考慮してはならない。

(2) 第1項の場合にあって、複数の需要に対して異なる社会扶助主体が管轄を有する場合、はじめに発生した需要に対する給付についての判断が優先する。複数の需要が同時に発生する場合、収入限度を超える収入は複数需要間では同じ割合で考慮しなければならない。

第3節 資産

第90条 活用対象となる資産

(1) 換価可能なすべての資産は、活用しなければならない。

(2) 社会扶助に際して、次に掲げる資産については、その活用または換価を要求してはならない。

1. 生活基盤の建設または確保のためまたは世帯を持つために公費で交付された資産

2. 所得税法第10a条または第11節にいう積み立て型老後準備にあたり、かつその積み立て分が国家により助成された、元本およびその運用益
 3. その他の資産であって、第8号にいう宅地をすぐに購入または維持するためにあてられることがはっきりしているもので、かつその宅地住宅が障害者（第53条第1項第1文および第72条）または要介護者（第61条）の居住の用にあてられておりまたはあてられることになっているものである限りで、かつ当該資産の活用または換価によってこの目的が危うくなるおそれがある場合
 4. 適切な家具；この場合、請求者の従来 of 生活状態を考慮しなければならない
 5. 職業教育または稼得活動の開始または継続に不可欠のもの
 6. その処分が請求者またはその家族に特別な過酷を意味するであろう先祖伝来の道具や家宝
 7. 精神的、特に学問的、芸術的要求の充足に役立つもので、かつそれを持っていても贅沢といえないもの
 8. 適切な宅地で、請求者その他第19条第1項ないし3項に掲げる者が、1人でまたは家族と一緒にその一部または全部に居住し、かつその死後も居住するであろうもの。適切性は、居住者の数および居住需要（障害者、盲人または要介護者等）、宅地の大きさ、家屋の大きさ、住宅の形態および設備ならびに住宅を含む土地の価格により判断する
 9. 少額の現金その他金銭的価値のあるもの；この場合、請求者の特別な窮状を考慮しなければならない
- (3) そのほか、資産の活用を要求された者およびその者の扶養権利者たる家族にとって過酷を意味するであろう限りで、資産の活用や換価を社会扶助の前提条件としてはならない。第5章ないし第9章に定める給付に際しては、とりわけ適当な生活遂行または適切な老齢保障の維持を著しく困難にするであろう限りで、このことが該当する。

第91条 貸付

請求者の需要のために資産を第90条に基づいて活用しなければならないが、しかし当該資産をすぐには使用もしくは換価できずまたはそのことが活用を要求された者にとって過酷を意味するであろう限りで、社会扶助は貸付としておこなうものとする。この給付は、返還請求権が物権的その他の方法で保証されることを条件としておこなうことができる。

第4節 収入認定の限定

第92条 障害者の場合の収入認定

(1) その障害状態から見て、入所施設、障害者向けデイ施設、医学的または医師の処方する措置に対して給付が必要な場合、第19条第3項に掲げる者に費用の調達を部分的に期待できる場合であっても、給付は全面的におこなわなければならない。その者は、実施された給付の費用を当該部分額において負担しなければならない；複数の義務者がある場合は、連帯して債務を負う。

(2) 第19条第3項に掲げる者に生計費について費用の調達を期待できるのは以下の場合のみである。

1. 未就学児童のための療育的措置
2. 準備を含め適切な学校教育のための援助
3. 障害のある未就学者に対する、社会生活への可能な範囲内での参加を可能にする援助
4. 適切な職業のための学校における職業教育その他の適切な仕事のための訓練に対する援助で、そのために必要な給付が障害者向け特殊施設で提供される場合
5. 医学的リハビリテーションのための給付（第9編第26条）
6. 労働生活参加のための給付（第9編第33条）
7. 第9編第41条に定める認可障害者作業所および同様のその他の作業所における給付（第56条）
8. 障害者に労働生活を可能な範囲内で可能にさせるのに必要でかつ適切な実践的知識および能力の習得のための援助で、これらの援助が障害者向け特殊通所施設で提供される限りにおいて

第1文に掲げる給付は、手持ち資産を考慮せず支給しなければならない。施設で提供される生計費は、第1号ないし第6号の場合にあっては、在宅生活で節約された支出分のみを算定する；これは、第1文の給付と同時に施設で支給されるその他の給付が主たるものとなっている期間には適用しない。第1文第7号および第8号による費用の調達は、障害者の収入が合計して標準扶助額の2倍を上回らない場合、その収入に対して期待することができない。州管轄行政庁は、在宅生活で節約される支出および昼食費負担に関する詳細を定めることができる。第5号および第6号の場合にあって、故意または重過失により保険加入しなかった者または十分に保険加入しなかった者はとりわけ、第103条および第104条に定める費用返還の義務を負う。

(3) 民法上の扶養義務者以外の者が第2項に掲げる給付と同様の目的のために他の規定に基づいて給付をおこなわなければならない場合、その義務は第2項の影響を受けない。扶養義務者以外の者がその給付をおこなった限りで、第2項とは異なり、第19条第3項に掲げる者に費用の調達を求めることができる。

第5節 他者の義務

第93条 請求権の移転

(1) 受給権者または第5章ないし第9章に定める扶助の支給にあってはその両親、同居の配偶者もしくは生活パートナーが、給付がおこなわれる時点で、第1編第12条にいう給付主体以外の者に対して請求権を有している場合、社会扶助主体は、その者に対し書面による通知を以て、当該請求権をその支出の限度で主体に移転させることができる。主体は、第1文に掲げる受給権者、その同居の配偶者または生活パートナーおよびその婚姻していない未成年子に対する給付と同時に起こった生計扶助への支出を理由として、当該請求権を移転させることもできる。請求権の移転は、他の者が適時に給付をしたならば給付をおこなわなかったであろう限りでまたは第19条第5項および第92条第1項の場合で支出返還もしくは

費用負担をなさなければならなかったであろう限りでのみ、おこなうことができる。移転は、請求権が譲渡、担保供与、差し押さえができないことによって排除されない。

(2) 書面による通知は、受給権者に中断なく給付がおこなわれていた期間について、請求権の移転を生ぜしめる。中断と見なすのは、2ヶ月を超える期間とする。

(3) 請求権の移転を生ぜしめた行政行為に対する不服申立および取消訴訟は、執行停止効を有しない。

(4) 第10編第115条および第116条は、第1項の規定に優先する。

第94条 民法上の扶養義務者に対する請求権の移転

(1) 受給権者が、給付がおこなわれる時点で、民法に基づいて扶養請求権を有している場合、この請求権は、なされた支出の限度で扶養法上の情報提供請求権とともに社会扶助主体に移転する。請求権の移転は、扶養請求権が継続的な支払によって履行される限りで、これを排除する。請求権の移転は、扶養義務者が第19条の人的範囲に属する場合または扶養義務者が扶養権者と2親等内にある場合も排除する；両親および子に対して有する第4章に定める受給権者の請求権移転は、これを排除する。妊娠中の者または6歳未満の実子を養育する者の1親等の親族に対する扶養請求権も、同様とする。第93条第4項は、これを準用する。第3章に定める給付受給者については、請求権の移転に第105条第2項を準用する。

(2) 第53条にいう障害状態または第61条にいう要介護状態にある、成人の扶養権者が、第6章および第7章に定める給付を理由としてその両親に対して有する請求権は、月額26ユーロまで、第3章に定める給付を理由とする場合は、月額20ユーロまでが移転する。請求権がこれらの額で移転し、かつ複数の扶養義務者が同じ割合で責任を有すると推定する；この推定は、反証可能である。第1文に掲げる額は、児童手当に変更があれば、それと同時期に同じ百分率で変更される。

(3) 第1項および第2項に定める請求権は、以下の限りで移転しない。

1. 扶養義務者が第3章に定める受給権者であるまたは請求権を履行すると受給権者になる限り

2. 請求権の移転が不当な過酷を意味する限り

社会扶助主体は、その要件を証明書の提出その他の方法で知った場合、第1文に定める移転の制限を考慮しなければならない。

(4) 過去については、社会扶助主体は、民法に定める要件の他、扶養義務者に対して給付がおこなわれることを書面で通知した時点以降にのみ、扶養移転を要請することができる。給付を長期間おこなわざるを得ないことが予見される場合、社会扶助主体は、すでになした月々の支出の限度で、将来の給付に対しても要求をおこなうことができる。

(5) 社会扶助主体は、自らに移転した扶養請求権を、受給権者の同意を得て、裁判上の請求によって受給権者に再移転し、および、請求対象の扶養請求権を譲渡させることができる。それによって受給権者自らが負担した費用は、引き受けなければならない。第1項ないし第4項に定める請求権は、民事訴訟で判断されなければならない。

第95条 社会給付の確定

求償権を有する社会扶助主体は、社会給付の確定を要請し、法的手段を講ずることが

できる。過失なく徒過した期間の経過は、社会扶助主体を妨げない。第2文は、社会扶助主体が手続を自ら担う限りで、手続期間には適用しない。

第6節 政令への授権

第96条 政令への授権

- (1) 連邦政府は、法規命令により、連邦参議院の同意を得て、第82条に定める収入とりわけ農林業、自営業および独立労働による収入算定に関して詳細を定めることができる。
- (2) 連邦保健社会保障省は、法規命令により、連邦参議院の同意を得て、現金その他第90条第2項第9号にいう金銭的価値の額を定めることができる。

第12章 社会扶助主体の管轄

第1節 事物管轄および地域管轄

第97条 事物管轄

- (1) 社会扶助を事物管轄するのは、広域社会扶助主体が事物管轄しない限りで、地域社会扶助主体である。
- (2) 広域社会扶助主体の事物管轄は、州法により定める。その際、可能な限り、第8条第1号ないし第6号にいう給付それぞれに統一的な事物管轄がおこなわれるよう考慮しなければならない。
- (3) 州法に第2項第1文にいう定めが存しない限りで、広域社会扶助主体は以下に対して事物管轄を有する。
 1. 第53条ないし第60条に定める障害者統合扶助給付
 2. 第61条ないし第66条に定める介護扶助給付
 3. 第67条ないし第69条に定める特別な社会的困難を克服するための扶助給付
 4. 第72条に定める盲人扶助給付
- (4) 入所給付に対する事物管轄は、他の章に基づいて同時におこなわれなければならない給付に対する事物管轄および第74条に定める給付に対する事物管轄も含む。
- (5) 広域社会扶助主体は、とりわけ疾病が広範囲におよぶ場合、社会扶助給付の効果促進に協力するものとする。このために主体は、必要な施設を設置または助成することができる。

第98条 地域管轄

- (1) 社会扶助を地域管轄するのは、受給権者が実際に居住する区域の社会扶助主体である。老齢期および稼得能力減少時における基礎保障給付に対しては、受給権者の通常の居住地がある社会扶助主体が地域管轄する。この管轄は、給付がその区域外でおこなわれる場合も、給付終了まで継続する。
- (2) 入所給付に対しては、受給権者がその通常の居所を施設へ入所した時点で有していたま

たは入所前2ヶ月に最後に有していた区域の社会扶助主体が地域管轄する。社会扶助開始の際に受給権者が第1文にいう施設から他の施設へ移りまたはそこからさらに別の施設へ移った場合もしくは社会扶助開始後それが生じた場合、はじめの施設について適用された通常の居所が基準となる。4週間以内に第1文または第2文にいう通常の居所が確定されない場合、通常の居所が存在しないもしくは調査できない場合または緊急の場合、第1項に基づいて管轄する社会扶助主体は、給付について遅滞なく決定しそれを暫定的に支給しなければならない。子が第1文にいう施設内で生まれた場合、母の通常の居所が子の通常の居所に代わる。

(3) 第74条の場合にあつては、受給権者の死亡まで給付をおこなっていた社会扶助主体が、その他の場合は、死亡場所のある社会扶助主体が、それぞれ事物管轄する。

(4) 裁判官の命による自由剥奪執行施設にいるまたはいた者への扶助には、第1項および第2項ならびに第106条および第109条を準用する。

(5) 通所世話型居住施設で給付を受ける者への給付に対しては、当該居住形態に入る前に最後に地域管轄していた社会扶助主体が引き続き地域管轄する。本編施行前に成立した管轄は、本条の影響を受けない。

第99条 特例的实施の留保

(1) 郡が当該郡に属する市町村または市町村連合を、本編に定める任務の実施に参加させることおよびそれに指揮命令を与えることについて、州はその可否および範囲を定めることができる；この場合において、郡は社会裁判所法に基づく不服申立決定をおこなう。

(2) 広域社会扶助主体が地域社会扶助主体または当該広域主体に属する市町村または市町村連合を、本編に定める任務の実施に参加させることおよびそれに指揮命令を与えることについて、州はその可否および範囲を定めることができる；この場合において、広域社会扶助主体は、州法にこれと異なる定めがない限り、社会裁判所法に基づく不服申立決定をおこなう。

第2節 特別規定

第100条 ドイツ・スイス保護協定に基づく管轄

ドイツ連邦共和国とスイス連邦との間の要扶助者に対する保護に関する1952年6月14日協定(BGBl. 1953 II S. 31)の最終議定書に関するドイツ連邦共和国政府代表者の宣言に言及されているドイツの保護機関とは、第24条第4項に定める在外ドイツ人に対する社会扶助給付を地域管轄することになる広域社会扶助主体とする。

第101条 行政庁の決定および都市州条項

(1) どの機関が管轄行政にあたるかは、州法上の規定が存しない限り、州政府が決定する。
(2) ベルリン、ブレーメン、ハンブルクの各州政府には、行政庁の管轄に関する本編の規定を、州独自の行政機構に適合させる権限を付与する。

第13章 費用

第1節 費用返還

第102条 相続人による費用返還

- (1) 受給権者の相続人、受給権者より先にその配偶者またはその生活パートナーが死亡した場合においてはそれら配偶者または生活パートナーの相続人は、第5項の留保のもと、社会扶助費用を返還する義務を負う。返還義務は、相続開始前の10年以内に支給された社会扶助費で、第85条第1項に定める基礎額の3倍を超えないものについてのみ生ずる。配偶者または生活パートナーの相続人の返還義務は、配偶者または生活パートナーが別居している間に給付された社会扶助費については生じない。受給権者が配偶者または生活パートナーの相続人である場合、受給権者には第1項に定める費用の返還をおこなう義務はない。
- (2) 相続人の返還義務は、遺産債務に属する。相続人は、相続開始時点で存在した遺産の価値で責任を負う。
- (3) 費用返還請求権は、以下の各号にあたる限りで、行使することができない。
1. 遺産の価値が第85条第1項に定める基礎額の3倍を下回る限りで
 2. 配偶者もしくは生活パートナーの相続人が受給権者であるか、または受給権者の親族であつてかつ受給権者の死亡時まで家計共同体で同居しその世話をしていた場合、遺産の価値が15340ユーロを下回る限りで
 3. 相続人への請求が個々の特殊性から見て特別な過酷を意味するような限りで
- (4) 費用返還請求権は、受給権者、その配偶者またはその生活パートナーの死亡後3年で消滅する。第103条第3項第2文は、これを準用する。
- (5) 相続人による費用返還は、第4章に定める給付および1987年1月1日より前に発生した結核扶助の費用には適用されない。

第103条 有責行為による費用返還

- (1) 18歳以上で、自らまたは他者のために、故意または重過失行為によって社会扶助給付の要件を招来せしめた者は、社会扶助費を返還する義務を負う。受給権者またはその代理人として、給付の基礎となる行政行為の違法性を知りまたは重過失によりこれを知らなかった者も、費用返還の義務を負う。費用返還を求める範囲からは、それが過酷を意味するような場合、除外することができる。
- (2) 第1項により発生する費用返還義務は、相続人に移転する。第102条第2項第2文は、これを適用する。
- (3) 費用返還請求権は、給付がおこなわれた年から3年で消滅する。時効の停止、中断、再開および効果には、民法典の規定をその趣旨に即して適用する。訴訟の提起は給付決定の公布と同等の効力を有する。
- (4) 第10編第44条ないし第50条は本条の影響を受けない。第1項に定める費用返還義務者および第10編第50条に定める同一の費用返還義務者は、連帯して債務を負う。

第104条 不正に支給された給付の費用返還

故意または重過失行為により給付を招来せしめた者は、第103条を準用して、不正に支給された社会扶助給付を返還する義務を負う。第1項に定める費用返還義務者および第10編第50条に定める同一の費用返還義務者は、連帯して債務を負う。

第105条 二重給付時の費用返還、返還不要の住居費

(1) 優先的に義務を負う給付主体が社会扶助主体の給付を知らずに受給権者に給付をおこなった場合、受給権者は、支給されたものを社会扶助主体に返却する義務を負う。

(2) 暖房費および給湯費を除いて、第27条または第42条に定める給付において考慮される住居費のうち、56パーセントは返還請求に服しない。第1文は、第10編第45条第2項第3文の場合または生計扶助と同時に住宅手当法に定める住宅手当を給付された場合、これを適用しない。

第2節 社会扶助主体間の費用償還

第106条 施設入所時の費用償還

(1) 第98条第2項第1文に基づいて管轄する社会扶助主体は、第98条第2項第3文に基づき暫定的に給付をなす主体に対して、その支出した費用を償還しなければならない。第98条第2項第3文および第4文の場合で、通常の家が存在せずまたは調査不可能であって、地域社会扶助主体が給付支給を事物管轄していた場合は、地域主体の存する区域の広域社会扶助主体は、当該主体に対して、その支出した費用を償還しなければならない。

(2) 施設外で居住しているが引き続き施設の世話を受け、または施設から一時的に退所している場合も、入所施設に在所しているものと見なす。

(3) 第98条第2項の場合で、受給権者が施設を出、退所後1ヶ月以内に、当該施設所在地のある地域主体の区域内で社会扶助給付を受けた場合、受給権者が第98条第2項第1文にいう通常の家を有する区域の社会扶助主体は、当該地域社会扶助主体に対して、その支出した費用を償還しなければならない。第1項第2文は、これを準用する。償還義務は、通常の家のある区域外に滞在しまたは第98条第2項第1文にいう施設に滞在している場合、その滞在が2ヶ月を超えないときは、そのことを理由に妨げられない；償還義務は、連続する2ヶ月間給付をなす必要がなかった場合に消滅するが、遅くとも施設退所後2年経過時点で消滅する。

第107条 他の家庭に預けられて生活している場合の費用償還

児童または青少年が、他の家庭その他両親または一方の親以外の者のもとに預けられて生活している場合、第98条第2項および第106条を準用する。

第108条 外国から入国した場合の費用償還

(1) 国外にも国内にも通常の家を有しない者が外国から入国し、入国後1ヶ月以内に社会扶助給付を得た場合、仲裁機関の定める広域社会扶助主体がその支出した費用を償還しなければならない。仲裁機関はその決定にあたって、住民数および前会計年度において本条、

第24条、第115条に基づき社会扶助主体に生じた負担を考慮しなければならない。第1文は、国内で生まれた者または給付開始時に配偶者、生活パートナー、親戚もしくは姻戚としてその者と共に生活している者には適用しない。配偶者、生活パートナー、親戚または姻戚が給付開始時に共に生活していた場合、共通の社会扶助償還義務者を決定しなければならない。

(2) 第1項にいう仲裁機関は、連邦行政局とする。州は行政協定によってこれと異なる仲裁機関を決定することができる。

(3) 第1項によって社会扶助主体が、受給権者に支出された費用の償還を義務づけられる場合、社会扶助主体は、当該受給権者の配偶者、生活パートナーまたは未成年子に支出された費用についても、これらの者が後から入国し1ヶ月以内に社会扶助が支給された場合、償還しなければならない。

(4) 受給権者に支出された費用の償還義務は、連続する3ヶ月間社会扶助を支給する必要がなかった場合、消滅する。

(5) 第1項ないし第4項は、入国後の収容が連邦法上または連邦州間協定によって規定されている者には適用しない。

第109条 通常の居所の適用除外

第98条第2項にいう施設への滞在中および裁判官の命による自由剥奪に基づく刑務所入所中は、第12章、第13章第2節にいう通常の居所と見なさない。

第110条 費用償還の範囲

(1) 給付が本編に従ったものである限り、支出された費用は償還を要する。その際、受給権者の居住地で給付当時おこなわれていた社会扶助給付に関する諸原則が適用される。

(2) 給付時点からの12ヶ月間の費用が2560ユーロ未満の場合、第98条第2項第3文による暫定給付の場合を除き、償還を要しない。第19条第1項第2文にいう世帯員に対する費用を償還する場合、2560ユーロの限度額が適用されるが、第1文とは異なり、世帯員で合算をおこなう。

第111条 時効

(1) 支出された費用の償還請求権は、請求権の発生した暦年の終了から数えて4年で時効となる。

(2) 時効の停止、中断、再開および効力には、民法典の規定をその趣旨に即して適用する。

第112条 州内部での費用償還

州は、州内の社会扶助主体間の費用償還について別段の定めをすることができる。

第3節 その他の規定

第113条 償還請求権の優先

第10編第104条に定める、他の給付主体に対する社会扶助主体の償還請求権は、請求権の移転、差し押さえ、担保供与に対して、これらが償還請求権の発生前に生じた場合も、優先する。

第114条 他の法規定に基づく社会扶助主体の償還請求権

受給権者が請求権を有する第三者に対して支出の償還を要求する社会扶助主体の権利が、93条に優先する他の法規定に基づくものである場合、第三者に対して請求権を有する者にした給付の費用の他、これらの給付と同時にその同居する配偶者または生活パートナーおよびその婚姻していない未成年子にした生計扶助の費用も、支出と見なす。

第115条 外国から入国した場合の費用償還に関する移行規定

1994年1月1日より前に適用されていた連邦社会扶助法第108条の規定に基づき発生または仲裁機関の決定した、社会扶助主体の費用償還義務は、そのまま存続する。

第14章 手続規定

第116条 社会的経験のある第三者の参加

(1) 州法が別に定めない限り、一般行政規則を公布する前に、社会的経験を有する第三者、とりわけ生活困窮者の世話をしている団体または社会給付受給者団体の意見を聴取しなければならない。

(2) 州法が別に定めない限り、社会扶助支給拒否に対する不服申立または社会扶助給付の種類および額の認定に対する不服申立について行政処分を公布する前に、第1項に示すような第三者が、助言的に関与しなければならない。

第117条 情報提供義務

(1) 扶養義務者、その同居する配偶者または生活パートナーおよび費用返還義務者は、社会扶助主体に対して、本編の施行に必要な範囲で、収入状況および資産状況について情報提供しなければならない。その際、社会扶助主体が要求する場合には、証明書類を提出する義務またはそれらの提出に同意する義務を負う。世帯の他の構成員に対して生計費を提供していると、第36条によって要請するまでもなく反証の余地なく推定される者も、第1文および第2文に定める情報提供義務を負う。第10編第21条第4項による税務当局の情報提供義務は、これらの者にもおよぶ。

(2) 本編に定める給付を要求した者または受給している者に対して当該給付の排除または減少に適した給付または適していた給付を提供している者または提供していた者は、要求があった場合、社会扶助主体に対して、本編に定める給付の実施に個別に必要な限りで、